

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税の課税に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和7年1月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から地方税共同機構を経由して、各地方公共団体へ送信する。本市では、このシステムにより受信したデータのダウンロード、申告書の印刷、閲覧及び他市への回送を行う。</p> <p>①確定申告データ(e-TAXデータ及びKSKデータ)のダウンロード ②確定申告データ(tiffデータ)のダウンロード及び印刷 ③他市町村への回送 ④他市町村からの回送 ⑤法定調書データの受信 ⑥扶養是正情報等データの送信 ⑦住民登録外課税通知データの送受信 ⑧寄付金税額控除にかかる申告特例通知データの受信</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (イメージ管理システム)</p>

システム4

①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>① 符号管理機能 情報照会又は情報提供に用いる個人の識別情報である「符号」と、市の内部で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を管理する機能</p> <p>② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及びその特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④ 既存システム接続機能 中間サーバと団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保管・管理する機能</p> <p>⑦ データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合利用番号連携システム)</p>

システム5

①システムの名称	団体内統合利用番号連携システム
	<p>① 中間サーバ連携機能 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</p>

②システムの機能	② 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 ③ 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。 ④ 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （各種業務システム）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	イメージ管理システム
②システムの機能	画像化したファイルを一元管理して保管するシステム
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （eLTAXシステム及び国税連携システム）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第二条の表 第48項</p> <p>【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 25, 37, 39, 42, 53, 57, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で、本市内に住所を有する個人又は本市内に事業所もしくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しないもので、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養家族
その必要性	個人住民税において、公平かつ適正な賦課を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号) 庁内で他業務と連携するため。 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 通知書等の送付先情報として使用するため。 ・その他住民票関係情報 賦課期日時点の世帯情報等を把握するため。 ・国税関係情報 ・地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 年金特別徴収税額を決定するため。 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 住民税の減免及び障害者控除の参考資料とするため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年9月
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構(機構))								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税者の特定を行い、適正な課税額の算出を行う。								
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、資産税課、戸籍任氏課、秦野駅前連絡所、渋沢駅前連絡所、東海大宇前駅連絡所、鶴巻温泉駅連絡所、渋沢連絡所、東連絡所、大根連絡所、鶴巻連絡所、上連絡所、南が丘連絡所、北連絡所、堀川連絡所							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 当初賦課処理 2 随時更正処理 ・ 住民税の算出を行う際に、入手したデータをシステムへ取込み使用する。 3 納税通知書等の帳票発行 ・ 決定した税額を事業所もしくは個人へ通知するために作成する通知書に印字するため使用する。 4 課税証明書、所得証明書、非課税証明書に記載 ・ 申請のあった証明書を発行するにあたり、必要事項を記載するために使用する。 5 年金特別徴収処理 ・ 年金特別徴収データを保険者へ送付するにあたり、必要事項を付するため使用する。 6 課税内容等照会 ・ 照会のあった内容に対し、回答するため使用する。								
情報の突合	・提出された各種資料や照会について、個人番号により突合を行い、本市で保有する情報と相違がないかを確認する。								
⑥使用開始日	平成27年10月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
市民税・県民税データパンチ委託		
①委託内容	紙媒体で提出された各種報告書及び市民税・県民税申告書をデータ化する作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワークス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
市民税・県民税納税通知書製本等委託		
①委託内容	市民税・県民税の決定通知を裁断、製本、封入、封緘	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社システム情報センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
市税システム運用・保守委託		
①委託内容	ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から書面による申し出を受けて委託内容や管理体制を判断し許諾する。
	⑥再委託事項	システムの運用支援、保守及び改修の一部
委託事項4		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
	<選択肢>	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (60) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額の確認及び納入
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	当初課税時及び随時更正時
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	扶養控除否認
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	随時
提供先3	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	

③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「②. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>入退室管理を行っており部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる承認が必要となる。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

特別所得割額、317.都道府県土地等雑所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式所得割額、320.都道府県商品物
取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得割額、324.都道府県配当控除額、
325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率控除額、329.都道府県免税額、
330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都道府県定率控除前所得割額、
334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得割減免額、339.市町村均等割減
免額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得税株式譲渡上場所得額、344.所
得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課税額、348.所得税株式上
場課税額、349.肉牛軽減課税額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛軽減所得割額、
353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛軽減所得税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失
額、358.当年先物取引損失額、359.前々先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市
町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失
額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の特例控除額、371.都道府県65歳
以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町
村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町
村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所
得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割、389.標準
税率市町村所得割端数切捨、390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率
都道府県退職、394.標準税率都道府県算出所得割、395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標
準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率
都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金
特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.
都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄
附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除
額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住
宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.
前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配
当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税
分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料
支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収ター内連番、448.徴収ター内サブ連番、449.事業所個人番
号、450.履歴判定、451.決議年月日、452.住民税受給者番号、453.普徴事業所番号、454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由コ
ード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、
462.随時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、
469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、
476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.
期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税
額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度
11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.
期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年
度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退
避用履歴判定、520.収納過年度更正フラグ、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03
期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、
531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期
充当、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻
納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを使用する際、参照及び更新を行うためのID及びパスワードを定めており、特定の職員のみが個人住民税課税ファイル内の特定個人情報を取り扱うことができる。また、紙等の資料については、施錠管理しており、本業務に携わる職員のみが取り扱うことができる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報については、専用のIDとパスワードにより、その業務において必要な情報のみを使用及び閲覧できるよう制御をおこなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	利用可能なソフトウェアを利用できる端末を管理し、かつ、利用時にユーザID・パスワードにて認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う	
		<ガバメントクラウドにおける措置> ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

	その内容	
	再発防止策の内容	

<p>その他の措置の内容</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ④地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	個人情報保護について、新入職員に対し実施している他、全職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPを監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	秦野市総務部文書法制課 257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 0463(82)5119
②請求方法	秦野市個人情報保護条例の規定に基づく。(詳細の問い合わせは、請求先へ)
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	秦野市 総務部市民税課 257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 0463(82)5130
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施せず
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	実施せず
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山田 まゆみ	加藤 正芳	事後	人事異動によるもの。
平成29年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 (3)委託先名	株式会社日比谷情報サービス	株式会社ワークス	事後	委託業務契約の入札結果による事業者の変更のため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	70. 分離未公開株式等譲渡所得	70. 分離一般株式等譲渡所得	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。併い、項目が変更されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	98. 分離未公開株式等譲渡課税標準額	98. 分離一般株式等譲渡課税標準額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。併い、項目が変更されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	111. 市民税未公開株式等譲渡所得割額	111. 市民税一般株式等譲渡所得割額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。併い、項目が変更されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	124. 県民税未公開株式等譲渡所得割額	124. 県民税一般株式等譲渡所得割額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。併い、項目が変更されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	208. 一般寄附金	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	273. 一般繰越控除額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	274. 申告特例寄附金	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	275. 市民税分申告特例控除額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	276. 県民税分申告特例控除額	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成29年5月25日	(別添1)ファイル記録項目	なし	289. 扶養区分	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成30年5月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116及び119の項	事後	同法の対象箇所に改正が生じたため。
平成30年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部市民税課、資産税課、戸籍住民課、秦野駅前連絡所、渋沢駅連絡所、東海大学前駅連絡所、渋沢連絡所、東連絡所、大根連絡所、鶴巻連絡所、上連絡所、南が丘連絡所、北連絡所、堀川連絡所	財務部市民税課、資産税課、戸籍住民課、秦野駅前連絡所、渋沢駅連絡所、東海大学前駅連絡所、鶴巻温泉駅連絡所、渋沢連絡所、東連絡所、大根連絡所、鶴巻連絡所、上連絡所、南が丘連絡所、北連絡所、堀川連絡所	事後	鶴巻温泉駅連絡所が新設されたため。
平成30年5月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供を行っている(58件)	提供を行っている(59件)	事後	情報の提供先を定めている番号法に改正が生じたため。
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	26. 医療費区分	事後	税制改正に伴い、項目が新設されたため。
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	275. 特徴月ごと指定番号6月	事後	課税事務の効率化に伴い項目が新設されたため。

平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	276. 特徴月ごと指定番号7月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	277. 特徴月ごと指定番号8月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	278. 特徴月ごと指定番号9月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	279. 特徴月ごと指定番号10月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	280. 特徴月ごと指定番号11月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	281. 特徴月ごと指定番号12月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	282. 特徴月ごと指定番号1月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	283. 特徴月ごと指定番号2月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	284. 特徴月ごと指定番号3月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	285. 特徴月ごと指定番号4月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	286. 特徴月ごと指定番号5月	事後	同上
平成30年5月18日	(別添1)ファイル記録項目	なし	306. 市町村コード	事後	情報連携のデータレイアウト改正に伴い、項目が新設されたため。
令和1年5月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	なし	⑦特定個人情報ファイル(本人確認用)の送信	事後	提供先団体からの依頼により事務が新設されたため。
令和1年5月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	一般社団法人地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	変更前の事業者から変更後の事業者へ、権利義務の一切が承継され業務を引き継いだため。
令和1年5月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	なし	⑤法定調書データの受信 ⑥扶養是正情報等データの送信 ⑦住民登録外課税通知データの送受信 ⑧寄付金税額控除にかかる申告特例通知データの受信	事後	税制改正等に伴い、事務が新設されたため。
令和1年5月17日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体、使用部署	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社ワークス	株式会社南旺社	事後	委託業務契約の入札結果による事業者の変更のため。
令和1年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	なし	地方税共同機構	事後	提供先団体からの依頼により事務が新設されたため。
令和1年5月17日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	秦野市政策部文書法制課	秦野市総務部文書法制課	事後	組織改正のため。

令和1年5月17日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	財務部市民税課	総務部市民税課	事後	組織改正のため。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル	住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)ファイル	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に変更しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目(別添1)	1. 住民コード、2. 世帯コード、3. 特別徴収指定番号、4. 特別徴収業務番号、5. 特別徴収個人番号、6. 特別徴収年度、7. 発付番号、8. 課税年度、9. 異動事由、10. 異動日、11. 非課税区分、12. 申告書送付区分、13. 年金特別徴収非該当区分、14. 家屋敷区分、15. 資料区分、16. 主従関係区分、17. 所得税有区分、18. 所得割額非該当区分、19. 徴収区分、20. 専従者区分、21. 均等割有区分、22. 住民区分、23. 性別区分、24. マスタ区分、25. 異動区分、26. 医療費区分、27. 手処理区分、28. 専従者控配区分、29. 専従者控除額人数、30. 専従者控除額申告区分、31. 専従者控除額、32. 配偶者控除額有無区分、33. 同居特別障害対象配偶者有無区分、34. 老人控除額対象配偶者有無区分、35. 同居老親等扶養者数、36. 老人扶養親族数、37. 控除額対象扶養親族数、38. 控除額対象扶養者普通障害者人数、39. 控除額対象扶養者特別障害者人数、40. 控除額対象扶養者同居特別障害者人数、41. 夫有区分、42. 本人普通障害有区分、43. 本人特別障害有区分、44. 寡婦、寡夫区分、45. 勤労学生区分、46. 未成年区分、47. 営業所得、48. 農業所得、49. 株式配当所得、50. 利子所得、51. その他雑所得、52. 不動産所得、53. 年金雑所得、54. 給与収入、55. 専従者給与収入、56. 給与所得、57. 譲渡一時所得、58. 公的年金等収入、59. 総合課税所得合計、60. 株式繰越控除額、61. 分離上場株式等配当所得、62. 分離上場株式等配当課税標準額、63. 分離上場株式等配当市民税所得割額、64. 分離上場株式等配当県民税所得割額、65. 分離短期譲渡	1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貸配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貸配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得	事前	基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に変更するため、提出時期を事前とする。

令和1年12月27日	同上	<p>68. 分離上場株式等譲渡所得、69. 分離譲渡特別控除額前所得、70. 分離長期譲渡軽減所得、71. 分離一般株式等譲渡所得、72. 雑損控除額、73. 医療費控除額、74. 社会保険料控除額、75. 小規模企業共済等掛金控除額、76. 新生命保険料、77. 新個人年金保険料、78. 生命保険料控除額、79. 配偶者控除額、80. 本人障害控除額、81. 障害者控除額、82. 扶養控除額、83. 寡婦、寡夫、勤労学生控除額、84. 同居老親等控除額、85. 老人扶養親族控除額、86. 特定支出控除額、87. 特定扶養控除額、88. 地震保険所得控除額、89. 長期損害保険料支払額、90. 地震保険住民税控除額、91. 所得控除額合計額、92. 総合課税標準額、93. 分離短期譲渡課税標準額、94. 分離長期一般課税標準額、95. 分離優良住宅地等に係る長期譲渡課税標準額、96. 分離上場株式等譲渡課税標準額、97. 分離商品先物取引課税標準額、98. 分離長期譲渡軽減課税標準額、99. 分離一般株式等譲渡課税標準額、100. 市民税総合所得割額、101. 市民税短期譲渡所得割額、102. 市民税長期一般譲渡所得割額、103. 市民税上場株式等譲渡所得割額、104. 市民税商品先物取引所得割額、105. 市民税配当控除額、106. 市民税調整措置額、107. 市民税差引所得割額、108. 市民税均等割額、109. 市民税所得割額、110. 市民税優良住宅地等に係る長期譲渡控除額、111. 市民税長期譲渡軽減所得割額、112. 市民税一般株式等譲渡所得割額、113. 県民税総合所得割額、114. 県民税短期譲渡所得割額、115. 県民税長期一般譲渡所得割額、116. 県民税上場株式等譲渡所得割額、117. 県民税商品先物取引所得割額、118. 県民税配当控除額</p>	<p>85. 総合譲渡短期差引額、86. 総合譲渡長期所得額、87. 総合譲渡長期差引額、88. 総合譲渡分特別控除額、89. 一時所得額、90. 一時差引額、91. 総合一時所得額、92. 短期一般所得額、93. 短期一般差引額、94. 短期一般特別控除額、95. 短期軽減所得額、96. 短期軽減差引額、97. 短期軽減特別控除額、98. 長期一般所得額、99. 長期一般差引額、100. 長期一般特別控除額、101. 長期特定所得額、102. 長期特定差引額、103. 長期特定特別控除額、104. 長期軽減所得額、105. 長期軽減差引額、106. 長期軽減特別控除額、107. 長期特別所得額、108. 長期特別差引額、109. 長期特別特別控除額、110. 土地等雑所得額、111. 超短期所得額、112. 株式譲渡所得額、113. 商品先物取引所得額、114. 山林所得額、115. 山林特別控除額、116. 退職所得額、117. 退職所得控除額、118. 退職支払額、119. 市町村源泉退職所得割額、120. 都道府県源泉退職所得割額、121. 総合退職所得額、122. 総合退職所得控除額、123. 変動所得額、124. 前年変動所得額、125. 前々年変動所得額、126. 臨時所得額、127. 平均課税対象金額、128. 免税所得額、129. 肉用牛売却価格、130. 肉用牛免税対象所得額、131. 肉用牛免税対象外所得額、132. 非課税所得額、133. 申告0円所得区分01、134. 申告0円所得区分02、135. 申告0円所得区分03、136. 申告0円所得区分04、137. 申告0円所得区分05、138. 申告0円所得区分06、139. 申告0円所得区分07、140. 申告0円所得区分08、141. 申告0円所得区分09、142. 申告0円所得区分10、143. 総所得金額、144. 合計所得金額、145. 総所得金額等、146. 所得税総所得金額、147. 所得税合計所得金額、148. 所得税総所得金額等、149. 総所得損通所得額、150. 総合短期損通所得額、151. 総合長期損通所得額、152. 短期一般損通所得額</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>
令和1年12月27日	同上	<p>119. 県民税調整措置額、120. 県民税差引所得割額、121. 県民税均等割額、122. 県民税所得割額、123. 県民税優良住宅地等に係る長期譲渡控除額、124. 県民税長期譲渡軽減所得割額、125. 県民税一般株式等譲渡所得割額、126. 年税額、127. 給与特別徴収最終月、128. 給与特別徴収既徴収額、129. 給与特別徴収切替理由、130. 給与特別徴収切替年月日、131. 給与特別徴収市民税所得割額、132. 給与特別徴収市民税均等割、133. 給与特別徴収県民税所得割額、134. 給与特別徴収県民税均等割、135. 給与特別徴収年税額、136. 市民税差引所得割額、137. 市民税差引均等割額、138. 県民税差引所得割額、139. 県民税差引均等割額、140. 差引年税額、141. 給与特別徴収税額6月、142. 給与特別徴収税額7月、143. 給与特別徴収税額8月、144. 給与特別徴収税額9月、145. 給与特別徴収税額10月、146. 給与特別徴収税額11月、147. 給与特別徴収税額12月、148. 給与特別徴収税額1月、149. 給与特別徴収税額2月、150. 給与特別徴収税額3月、151. 給与特別徴収税額4月、152. 給与特別徴収税額5月、153. 普通徴収税額1期、154. 普通徴収税額2期、155. 普通徴収税額3期、156. 普通徴収税額4期、157. 普通徴収税額随時1期、158. 普通徴収税額随時2期、159. 普通徴収税額随時3期、160. 普通徴収税額過年1期、161. 普通徴収税額過年2期、162. 給与特別徴収更正前年税額、163. 給与特別徴収更正前税額6月、給与164. 特別徴収更正前税額7月、165. 給与特別徴収更正前税額8月、166. 給与特別徴収更正前税額9月、167. 給与特別徴収更正前税額10月、168. 給与特別徴収更正前税額12月</p>	<p>153. 短期軽減損通所得額、154. 長期一般損通所得額、155. 長期特定損通所得額、156. 長期軽減損通所得額、157. 長期特別損通所得額、158. 土地等雑損通所得額、159. 超短期損通所得額、160. 山林損通所得額、161. 株式譲渡損通所得額、162. 商品先物取引損通所得額、163. 退職損通所得額、164. 所得税総所得損通所得額、165. 所得税総合短期損通所得額、166. 所得税総合長期損通所得額、167. 所得税短期一般損通所得額、168. 所得税短期軽減損通所得額、169. 所得税長期一般損通所得額、170. 所得税長期特定損通所得額、171. 所得税長期軽減損通所得額、172. 所得税長期特別損通所得額、173. 所得税土地等雑損通所得額、174. 所得税超短期損通所得額、175. 所得税株式譲渡損通所得額、176. 所得税商品先物取引損通所得額、177. 所得税山林損通所得額、178. 所得税退職損通所得額、179. 雑損控除額、180. 医療費控除額、181. 社会保険料控除額、182. 小規模共済控除額、183. 生命保険料控除額、184. 所得税生命保険料控除額、185. 生命保険料支払額、186. 個人年金保険料支払額、187. 損害保険料控除額、188. 所得税損害保険料控除額、189. 損害保険料支払額、190. 長期損害保険料支払額、191. 寄付控除額、192. 所得税寄付金控除額、193. 合計控除額、194. 所得税合計控除額、195. 控除対該当コード、196. 配偶者区分、197. 配特有無区分77ヶ、198. 配偶者特別控除額、199. 所得税配偶者特別控除額、200. 配偶者合計所得金額、201. 扶養一般該当人数、202. 扶養年少該当人数、203. 扶養特定該当人数、204. 扶養老人該当人数、205. 扶養同居老人該当人数、206. 扶養特障該当人数、207. 扶養同居特障該当人数、208. 扶養普障該当人数、209. 未成年該当コード、210. 老人者該当コード、211. 寡婦該当コード</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>

令和1年12月27日	同上	<p>169. 給与特別徴収更正前税額1月、170. 給与特別徴収更正前税額2月、171. 給与特別徴収更正前税額3月、172. 給与特別徴収更正前税額4月、173. 給与特別徴収更正前税額5月、174. 普通徴収更正前年税額、175. 普通徴収更正前税額1期、176. 普通徴収更正前税額2期、177. 普通徴収更正前税額3期、178. 普通徴収更正前税額4期、179. 普通徴収更正前税額随時1期、180. 普通徴収更正前税額随時2期、181. 普通徴収更正前税額随時3期、182. 普通徴収更正前税額過年1期、183. 普通徴収更正前税額過年2期、184. 既徴収税額(転勤)、185. 市民税所得割額按分率、186. 市民税均等割額按分率、187. 県民税均等割額按分率、188. 期割数、189. 給与特別徴収受給者番号、190. 納税者番号、191. 商品先物取引所得額、192. 配偶者所得額、193. 繰越控除額、194. 損益通算額、195. 配偶者特別控除額、196. 配偶者特別控除区分、197. 特定支出区分、198. 特定扶養人数、199. 年少扶養人数、200. 市民税減税前所得割額、201. 市民税減税額、202. 市民税減税後所得割額、203. 県民税減税前所得割額、204. 県民税減税額、205. 県民税減税後所得割額、206. 住宅借入金取得控除見込額、207. 市民税分住宅借入金取得控除額、208. 県民税分住宅借入金取得控除額、209. 一般寄附金、210. 県条例寄附金、211. 市条例寄附金、212. 特例寄附金、213. 市民税分寄附控除額、214. 県民税分寄附控除額、215. 年金特別徴収義務者コード、216. 年金特別徴収種別コード、217. 年金特別徴収中止月、218. 年金特別徴収月割税額4月、219. 年金特別徴収月割税額6月、220. 年金</p>	<p>212. 障害者該当コード、213. 勤労学生該当コード、214. 住民税申告区分、215. 本専区分、216. 配専区分、217. 青色専従該当人数、218. 白色専従該当人数、219. 専従者控除額、220. 繰越損失額、221. 純損失額、222. 譲渡繰越損失額、223. 雑損失額、224. 特定株式損失額、225. 当年純損失額、226. 当年譲渡繰越損失額、227. 当年雑損失額、228. 当年特定株式損失額、229. 前純損失額、230. 前譲渡繰越損失額、231. 前雑損失額、232. 前特定株式損失額、233. 前々純損失額、234. 前々譲渡繰越損失額、235. 前々雑損失額、236. 前々特定株式損失額、237. 所得税総所得課税額、238. 所得税短期一般課税額、239. 所得税短期軽減課税額、240. 所得税長期一般課税額、241. 所得税長期特定課税額、242. 所得税長期軽減課税額、243. 所得税長期特別課税額、244. 所得税土地等雑課税額、245. 所得税超短期課税額、246. 所得税株式課税額、247. 所得税商品先物取引課税額、248. 所得税山林課税額、249. 所得税退職課税額、250. 総所得所得税額、251. 短期一般所得税額、252. 短期軽減所得税額、253. 長期一般所得税額、254. 長期特定所得税額、255. 長期軽減所得税額、256. 長期特別所得税額、257. 土地等雑所得税額、258. 超短期所得税額、259. 株式所得税額、260. 商品先物取引所得税額、261. 山林所得税額、262. 退職所得税額、263. 所得税配当控除額、264. 住宅借入金特別控除額、265. その他特別控除額、266. 定率控除前所得税額、267. 所得税災害減免額、268. 所得税外国税額控除額、269. 定率控除後所得税額、270. 所得税額、271. 総所得課税額、272. 短期一般課税額、273. 短期軽減課税額、274. 長期一般課税額、275. 長期特定課税額、276. 長期軽減課税額、277. 長期特別課税額、278. 土地等</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>
令和1年12月27日	同上	<p>222. 年金特別徴収月割税額12月、223. 年金特別徴収月割税額2月、224. 翌年度年金特別徴収月割税額4月、225. 翌年度年金特別徴収月割税額6月、226. 翌年度年金特別徴収月割税額8月、227. 年金特別徴収差引市民税所得割額、228. 年金特別徴収差引県民税所得割額、229. 年金特別徴収差引市民税均等割額、230. 年金特別徴収差引県民税均等割額、231. 年金差引年税額、232. 普通徴収差引市民税所得割額、233. 普通徴収差引県民税所得割額、234. 普通徴収差引市民税均等割額、235. 普通徴収差引県民税均等割額、236. 普通徴収差引年税額、237. 年金分既徴収市民税所得割額按分率、238. 年金分既徴収市民税均等割額按分率、239. 年金分既徴収県民税均等割額按分率、240. 年金所得対象税額、241. 年金所得対象税額普通徴収1期計上分、242. 年金所得対象税額普通徴収2期計上分、243. 年金特別徴収更正前年税額、244. 年金特別徴収更正前4月、245. 年金特別徴収更正前6月、246. 年金特別徴収更正前8月、247. 年金特別徴収更正前10月、248. 年金特別徴収更正前12月、249. 年金特別徴収更正前2月、250. 更正前年金特別徴収該当フラグ、251. 年金特別徴収該当フラグ、252. 更正前翌年度年金特別徴収月割税額4月、253. 更正前翌年度年金特別徴収月割税額6月、254. 更正前翌年度年金特別徴収月割税額8月、255. 配当割額控除額、256. 株式等譲渡所得割額控除額、257. 株式市民税控除額、258. 株式県民税控除額、259. 充相当額、260. 市民税調整控除額、261. 県民税調整控除額、262. 商品先物取引繰越控除額、263. 市民税外国税額控除額、264. 県民税外国税額控除額、2</p>	<p>282. 山林課税額、283. 退職課税額、284. 市町村総所得所得割額、285. 市町村短期一般所得割額、286. 市町村短期軽減所得割額、287. 市町村長期一般所得割額、288. 市町村長期特定所得割額、289. 市町村長期軽減所得割額、290. 市町村長期特別所得割額、291. 市町村土地等雑所得割額、292. 市町村超短期所得割額、293. 市町村株式所得割額、294. 市町村商品先物取引所得割額、295. 市町村山林所得割額、296. 市町村退職所得割額、297. 市町村算出所得割額、298. 市町村配当控除額、299. 市町村外国税額控除額、300. 市町村調整額、301. 市町村特別減税額、302. 市町村定率控除額、303. 市町村免税額、304. 市町村所得割額、305. 市町村端数切捨所得割額、306. 市町村特別減税前所得割額、307. 市町村定率控除前所得割額、308. 市町村均等割額、309. 市町村民税額、310. 都道府県総所得所得割額、311. 都道府県短期一般所得割額、312. 都道府県短期軽減所得割額、313. 都道府県長期一般所得割額、314. 都道府県長期特定所得割額、315. 都道府県長期軽減所得割額、316. 都道府県長期特別所得割額、317. 都道府県土地等雑所得割額、318. 都道府県超短期所得割額、319. 都道府県株式所得割額、320. 都道府県商品先物取引所得割額、321. 都道府県山林所得割額、322. 都道府県退職所得割額、323. 都道府県算出所得割額、324. 都道府県配当控除額、325. 都道府県外国税額控除額、326. 都道府県調整額、327. 都道府県特別減税額、328. 都道府県定率控除額、329. 都道府県免税額、330. 都道府県所得割額、331. 都道府県端数切捨所得割額、332. 都道府県特別減税前所得割額、333. 都道府県定率控除前所得割額、334. 都道府県均等割額、335. 都道府県民税額、336. 課税非課税区分コード、337. 年税額、338. 市町村</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>

<p>令和1年12月27日</p>	<p>同上</p>	<p>266. 県民税配当控除額手処理分、267. 配当控除額手処理フラグ、268. 旧生命保険料、269. 介護医療保険料、270. 旧個人年金保険料、271. 一時所得区分、272. データ更新年月日、273. 居住年月日、274. 一般繰越控除額、275. 特徴月ごと指定番号6月、276. 特徴月ごと指定番号7月、277. 特徴月ごと指定番号8月、278. 特徴月ごと指定番号9月、279. 特徴月ごと指定番号10月、280. 特徴月ごと指定番号11月、281. 特徴月ごと指定番号12月、282. 特徴月ごと指定番号1月、283. 特徴月ごと指定番号2月、284. 特徴月ごと指定番号3月、285. 特徴月ごと指定番号4月、286. 特徴月ごと指定番号5月、287. 申告特別寄付金、288. 市民税分申告特別控除額、289. 県民税分申告特別控除額、290. 住宅借入金特別控除額(特定)摘要区分、291. 扶養者住民番号、292. 生年月日、293. 性別、294. 続柄、295. 国民健康保険加入区分、296. 住民区分、297. 申告書送付区分、298. 未申告区分、299. 申告書未到達区分、300. 納付書未到達区分、301. 非課税未到達区分、302. 扶養区分、303. 住所コード、304. 続柄コード、305. 賦課期日住所、306. 市町村コード</p>	<p>340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所得税株式譲渡上場所得額、344.所得税株式譲渡所得額、345.株式譲渡上場損通所得額、346.所得税株式譲渡上場損通所得額、347.株式上場課税額、348.所得税株式上場課税額、349.肉牛軽減課税額、350.市町村株式上場所得割額、351.都道府県株式上場所得割額、352.市町村肉牛軽減所得割額、353.都道府県肉牛軽減所得割額、354.株式上場所得税額、355.肉牛軽減所得税額、356.株式含む合計所得金額、357.先物取引損失額、358.当年先物取引損失額、359.前年先物取引損失額、360.前々先物取引損失額、361.配当割控除額、362.株式譲渡割控除額、363.市町村定率控除後所得割額、364.都道府県定率控除後所得割額、365.控除超過額、366.居住用特定譲渡所得額、367.居住用特定損失額、368.市町村株式譲渡配当割控除額、369.都道府県株式譲渡配当割控除額、370.市町村65歳以上の特例控除額、371.都道府県65歳以上の特例控除額、372.市町村調整控除額、373.都道府県調整控除額、374.市町村控除不足額、375.都道府県控除不足額、376.市町村内充当額、377.都道府県内充当額、378.市町村外充当額、379.都道府県外充当額、380.標準税率市町村総所得、381.標準税率市町村山林、382.標準税率市町村退職、383.標準税率市町村算出所得割、384.標準税率市町村調整額、385.標準税率定率控除前市町村所得割、386.標準税率定率控除後市町村所得割額、387.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388.標準税率市町村所得割、389.標準税率市町村所得割端数切捨、390.標準税率市町村均等割、391.標準税率都道府県総所得、392.標準税率都道府県山林、393.標準税率都道府県退職、394.標準税率都道府県調整額、395.標準税率定率控除前都道府県所得割、396.標準税率定率控除後都道府県所得割額、397.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、398.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ内連番、448.徴収データ内サマ連番、449.事業所個人番号、450.履歴判定、451.法議年月日、452.住民税受給者</p>	<p>事前</p>	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>
<p>令和1年12月27日</p>	<p>同上</p>		<p>395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私的年金支払額、415.基礎控除対象フラグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フラグ、419.内特徴フラグ、420.三徴収フラグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ内連番、448.徴収データ内サマ連番、449.事業所個人番号、450.履歴判定、451.法議年月日、452.住民税受給者</p>	<p>事前</p>	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に関するため、提出時期を事前とする。</p>

令和1年12月27日	同上		<p>454.住民税異動区分コード、455.住民税異動事由コード、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、462.随時処理フラグ、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退避用履歴判定、520.収納過年度更正フラグ、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に変更するため、提出時期を事前とする。</p>
令和1年12月27日	同上		<p>537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税ㄥ01、569.住民税ㄥ02、570.住民税ㄥ03、571.住民税ㄥ04、572.住民税ㄥ05、573.住民税ㄥ06、574.住民税ㄥ07、575.住民税ㄥ08、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税ㄥ01、569.住民税ㄥ02、</p>	事前	<p>基幹系システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に変更するため、提出時期を事前とする。</p>

令和1年12月27日	同上		570.住民税№03、571.住民税№04、572.住民税№05、573.住民税№06、574.住民税№07、575.住民税№08、576.住民税№09、577.住民税№10、578.住民税№11、579.住民税№12、580.住民税№13、581.住民税№14、582.住民税№15、583.メモ注意フラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族氏氏名カナ、588.市内家族氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付メモ、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外仮登録フラグ、596.原票番号、597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する 3件	委託する 4件	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	市税システム運用・保守委託	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ログ監視・解析、トラブル対応等	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱数	なし	10人未満	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	なし	株式会社日立システムズ	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④再委託の有無	なし	再委託する	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	なし	委託先から書面による申し出を受けて委託内容や管理体制を判断し許諾する。	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥再委託事項	なし	システムの運用支援、保守及び改修の一部	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応するため、提出時期を事前とする。
令和1年12月27日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	個人住民税課税ファイル	住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)ファイル	事前	基幹システム更新に伴い変更するもの。重要な変更に対応しないが、任意で提出時期を事前とする。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社南旺社	株式会社ワークス	事後	委託業務契約の入札結果による事業者の変更のため。

令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	市民税・県民税特別徴収決定通知書製本等委託	なし	事後	委託期間終了のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	委託業務契約の入札結果による事業者の変更のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社アイ・エス・エス	株式会社システム情報センター	事後	委託業務契約の入札結果による事業者の変更のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	委託事項3	委託事項2	事後	委託事項2の終了による項番の修正のため。
令和3年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	委託事項4	委託事項3	事後	委託事項2の終了による項番の修正のため。
令和3年12月24日	I 基本情報 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の24項	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116及び119の項	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号 別表第二 第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 12, 17, 24, 31, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 46, 47, 48, 50, 52, 53, 55, 61, 66, 67, 72, 73, 74, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 87, 88, 94, 100, 104, 110, 112, 116, 117, 119, 125, 129, 130, 132, 135, 136, 137, 142, 143, 144, 146, 147及び150の項	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目(別添1)</p>	<p>1.自治体コード、2.個人番号、3.対家年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.脳課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割ハケン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.約年の年金支払額、82.年金雑所得額、83.85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽減所得額、105.長期軽減差引額、106.長期軽減特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価額、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税、132.短期軽減損通所得額、134.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期経</p>	<p>1.自治体コード、2.個人番号、3.対家年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.脳課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割ハケン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得額、96.株式配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.約年の年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.山林所得額、136.山林特別控除額、137.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽減所得額、105.長期軽減差引額、106.長期軽減特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価額、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税、132.短期軽減損通所得額、134.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期経</p>	<p>90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得額、96.株式配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.約年の年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.山林所得額、136.山林特別控除額、137.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>153.短期軽減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期経</p>	<p>150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上	<p>212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本専区分、216.配専区分、217.青色専従該当人数、218.白色専従該当人数、219.専従者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.譲渡繰越損失額、223.雑損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡繰越損失額、227.当年雑損失額、228.当年特定株式損失額、229.前純損失額、230.前譲渡繰越損失額、231.前雑損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡繰越損失額、235.前々雑損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課税額、238.所得税短期一般課税額、239.所得税短期軽減課税額、240.所得税長期一般課税額、241.所得税長期特定課税額、242.所得税長期軽減課税額、243.所得税長期特別課税額、244.所得税土地等雑課税額、245.所得税超短期課税額、246.所得税株式課税額、247.所得税商品先物取引課税額、248.所得税山林課税額、249.所得税退職課税額、250.総所得所得税額、251.短期一般所得税額、252.短期軽減所得税額、253.長期一般所得税額、254.長期特定所得税額、255.長期軽減所得税額、256.長期特別所得税額、257.土地等雑所得税額、258.超短期所得税額、259.株式所得税額、260.商品先物取引所得税額、261.山林所得税額、262.退職所得税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控除額、266.定率控除前所得税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得税額、270.所得税額、271.総所得課税額、272.短期一般課税額、273.短期軽減課税額、274.長期一般課税額、275.長期特定課税額、276.長期軽減課税額、277.長期特別課税額、278.土地等雑課税額、279.超短期課税額、280.前々純損失額、281.前々雑損失額、282.前々特定株式損失額、283.前々譲渡繰越損失額、284.前々雑損失額、285.前々所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽減所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額、292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽減所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.繰越所得割額、318.繰越所得割額、319.繰越所得割額、320.繰越所得割額、321.繰越所得割額、322.繰越所得割額、323.繰越所得割額、324.繰越所得割額、325.繰越所得割額、326.繰越所得割額、327.繰越所得割額、328.繰越所得割額、329.繰越所得割額、330.繰越所得割額、331.繰越所得割額、332.繰越所得割額、333.繰越所得割額、334.繰越所得割額、335.繰越所得割額、336.繰越所得割額、337.繰越所得割額、338.繰越所得割額、339.繰越所得割額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所</p>	<p>213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除77g、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対配該当コード、240.配偶者区分、241.配特有無区分77g、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年人該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々雑損失額、279.前々特定株式損失額、280.前々譲渡繰越損失額、281.前々雑損失額、282.前々所得割額、283.所得税短期一般課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェック77g、318.総所得課税額、319.総所得課税額、320.総所得課税額、321.総所得課税額、322.総所得課税額、323.総所得課税額、324.総所得課税額、325.総所得課税額、326.総所得課税額、327.総所得課税額、328.総所得課税額、329.総所得課税額、330.総所得課税額、331.総所得課税額、332.総所得課税額、333.総所得課税額、334.総所得課税額、335.総所得課税額、336.総所得課税額、337.総所得課税額、338.総所得課税額、339.総所得課税額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽減所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額、292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽減所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.繰越所得割額、318.繰越所得割額、319.繰越所得割額、320.繰越所得割額、321.繰越所得割額、322.繰越所得割額、323.繰越所得割額、324.繰越所得割額、325.繰越所得割額、326.繰越所得割額、327.繰越所得割額、328.繰越所得割額、329.繰越所得割額、330.繰越所得割額、331.繰越所得割額、332.繰越所得割額、333.繰越所得割額、334.繰越所得割額、335.繰越所得割額、336.繰越所得割額、337.繰越所得割額、338.繰越所得割額、339.繰越所得割額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所</p>	<p>280.前々特定株式損失額、281.前々雑損失額、282.前々所得割額、283.所得税短期一般課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェック77g、318.総所得課税額、319.総所得課税額、320.総所得課税額、321.総所得課税額、322.総所得課税額、323.総所得課税額、324.総所得課税額、325.総所得課税額、326.総所得課税額、327.総所得課税額、328.総所得課税額、329.総所得課税額、330.総所得課税額、331.総所得課税額、332.総所得課税額、333.総所得課税額、334.総所得課税額、335.総所得課税額、336.総所得課税額、337.総所得課税額、338.総所得課税額、339.総所得課税額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額、343.所</p>	<p>340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上	<p>395.標準税率都道府県調整額、396.標準税率定率控除前都道府県所得割、397.標準税率定率控除後都道府県所得割額、398.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399.標準税率都道府県所得割、400.標準税率都道府県所得割端数切捨、401.標準税率都道府県均等割、402.政党等寄付金特別控除額、403.耐震改修特別控除額、404.住宅借入金特別控除可能額、405.市町村住宅借入金特別控除可能額、406.都道府県住宅借入金特別控除可能額、407.市町村税源移譲減額、408.都道府県税源移譲減額、409.標準税率市町村税源移譲減額、410.標準税率都道府県税源移譲減額、411.寄附金控除自治体分、412.寄附金控除都道府県指定分、413.寄附金控除市町村指定分、414.内私年金支払額、415.基礎控除対象フック、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フック、419.内特徴フック、420.三徴収フック、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税肉牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.新生命保険料支払額、443.新個人年金保険料支払額、444.介護保険料支払額、445.徴収区分、446.通知書番号、447.徴収データ内連番、448.徴収データ内サブ連番、449.事業個人番号、450.</p>	<p>400.予備項目5、401.退避用履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡フック、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>454.住民税異動区分コード1、455.住民税異動事由コード1、456.住民税異動事由コード2、457.異動年月日、458.変更開始月期、459.徴収済月期、460.併徴普徴変更期、461.併徴普徴徴収済期、462.随時処理フック、463.差引課税額、464.既課税額、465.期別06月01期税額、466.賦課年度01、467.納期限01、468.期別07月02期税額、469.賦課年度02、470.納期限02、471.期別08月03期税額、472.賦課年度03、473.納期限03、474.期別09月04期税額、475.賦課年度04、476.納期限04、477.期別10月05期税額、478.賦課年度05、479.納期限05、480.期別11月06期税額、481.賦課年度06、482.納期限06、483.期別12月07期税額、484.賦課年度07、485.納期限07、486.期別01月08期税額、487.賦課年度08、488.納期限08、489.期別02月09期税額、490.賦課年度09、491.納期限09、492.期別03月10期税額、493.賦課年度10、494.納期限10、495.期別04月11期税額、496.賦課年度11、497.納期限11、498.期別05月12期税額、499.賦課年度12、500.納期限12、501.期別13期税額、502.賦課年度13、503.納期限13、504.期別14期税額、505.賦課年度14、506.納期限14、507.期別15期税額、508.賦課年度15、509.納期限15、510.期別16期税額、511.賦課年度16、512.納期限16、513.期別17期税額、514.賦課年度17、515.納期限17、516.期別18期税額、517.賦課年度18、518.納期限18、519.退避用履歴判定、520.収納過年度更正フック、521.充当額、522.還付額、523.期別06月01期充当、524.期別07月02期充当、525.期別08月03期充当、526.期別09月04期充当、527.期別10月05期充当、528.期別11月06期充当、529.期別12月07期充当、530.期別01月08期充当、531.期別02月09期充当、532.期別03月10期充当、533.期別04月11期充当、534.期別05月12期充当、535.期別13期充当、536.期別14期充当、</p>	<p>450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国稅更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私年金支払額、478.住民税金種別、479.基礎控除対象フック、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金フック、483.内特徴フック、484.三徴収フック、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上	<p>537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区分、568.住民税№01、569.住民税№02、570.住民税№03、571.住民税№04、572.住民税№05、573.住民税№06、574.住民税№07、575.住民税№08、537.期別15期充当、538.期別16期充当、539.期別17期充当、540.期別18期充当、541.返戻01期、542.返戻課税年度01、543.返戻納期限01、544.返戻02期、545.返戻課税年度02、546.返戻納期限02、547.返戻03期、548.返戻課税年度03、549.返戻納期限03、550.返戻04期、551.返戻課税年度04、552.返戻納期限04、553.返戻05期、554.返戻課税年度05、555.返戻納期限05、556.差引課税額年金分、557.期別06月01期税額年金分、558.期別07月02期税額年金分、559.期別08月03期税額年金分、560.期別09月04期税額年金分、561.期別10月05期税額年金分、562.徴収税額特徴内訳分、563.市町村所得割額特徴内訳分、564.市町村均等割額特徴内訳分、565.都道府県所得割額特徴内訳分、566.都道府県均等割額特徴内訳分、567.使用区</p>	<p>500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収フラグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済額、510.徴収税額特徴分、511.市町村所得割額特徴分、512.市町村均等割額特徴分、513.都道府県所得割額特徴分、514.都道府県均等割額特徴分、515.徴収税額普徴分、516.市町村所得割額普徴分、517.市町村均等割額普徴分、518.都道府県所得割額普徴分、519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523.都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徴収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均等割額特徴分、535.標準税率徴収税額普徴分、536.標準税率市町村所得割額普徴分、537.標準税率市町村均等割額普徴分、538.標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上	<p>570.住民税№03、571.住民税№04、572.住民税№05、573.住民税№06、574.住民税№07、575.住民税№08、576.住民税№09、577.住民税№10、578.住民税№11、579.住民税№12、580.住民税№13、581.住民税№14、582.住民税№15、583.メモ注意フラグ、584.海外出張開始年月日、585.海外出張終了年月日、586.市内家族個人番号、587.市内家族№氏名カ、588.市内家族№氏名漢字、589.申告書送付有無コード、590.申告書適用年月日、591.申告書送付理由コード、592.申告書送付№、593.指定徴収区分、594.徴収事業所番号、595.住登外仮登録フラグ、596.原票番号、597.課税294条該当コード、598.生保該当フラグ、599.証明書発行停止フラグ、600.294条通知発送有無フラグ、601.294条通知自治体コード、602.294条通知自治体名称</p>	<p>540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率都道府県均等割額半額年金分、545.標準税率徴収税額年金分、546.標準税率市町村所得割額年金分、547.標準税率市町村均等割額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳切替フラグ、551.徴収税額変更フラグ、552.特徴内訳保有フラグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保険料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上		<p>600.特別適用利子等課税額、601.特別適用配当等課税額、602.条約適用利子等限度税率、603.条約適用配当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特別適用利子等所得割額、609.都道府県特別適用利子等所得割額、610.市町村特別適用配当等所得割額、611.都道府県特別適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特別適用利子等損通所得額、617.所得税特別適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課税額、619.所得税条約適用配当等課税額、620.所得税特別適用利子等課税額、621.所得税特別適用配当等課税額、622.条約適用利子等所得税額、623.条約適用配当等所得税額、624.特別適用利子等所得税額、625.特別適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.処理状況コード、637.決議フラグ、638.最新判定、639.仮最新判定、640.退避最新判定、641.通番、642.決議用処理年月日、643.世帯外区分該当コード、644.扶養者個人番号、645.配偶者個人番号、646.扶養専従区分該当コード、647.扶養区分該当コード、648.障害者区分該当コード、649.同居老人区分該当コード、650.専従区分該当コード、651.専従区分該当コード、652.専従申告区分該当コード、653.専従者給与入力フラグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入力フラグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収データ内連番、659.徴収データ内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664.住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定納期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴変更期、670.併徴普徴徴収済期、671.随時処理フラグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、682.納期限03、683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05、689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別01月08期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709.納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額。</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上		<p>650.同居老人区分該当コード、651.専従区分該当コード、652.専従申告区分該当コード、653.専従者給与入力フラグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入力フラグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収データ内連番、659.徴収データ内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664.住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定納期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴変更期、670.併徴普徴徴収済期、671.随時処理フラグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、682.納期限03、683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05、689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別01月08期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709.納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額。</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上		<p>720.賦課年度16、721.納期限16、722.期別17期税額、723.賦課年度17、724.納期限17、725.期別18期税額、726.賦課年度18、727.納期限18、728.収納過年度更正フラグ、729.充当額、730.還付額、731.期別06月01期充当、732.期別07月02期充当、733.期別08月03期充当、734.期別09月04期充当、735.期別10月05期充当、736.期別11月06期充当、737.期別12月07期充当、738.期別01月08期充当、739.期別02月09期充当、740.期別03月10期充当、741.期別04月11期充当、742.期別05月12期充当、743.期別13期充当、744.期別14期充当、745.期別15期充当、746.期別16期充当、747.期別17期充当、748.期別18期充当、749.返戻01期、750.返戻課税年度01、751.返戻納期限01、752.返戻02期、753.返戻課税年度02、754.返戻納期限02、755.返戻03期、756.返戻課税年度03、757.返戻納期限03、758.返戻04期、759.返戻課税年度04、760.返戻納期限04、761.返戻05期、762.返戻課税年度05、763.返戻納期限05、764.差引課税額年金分、765.期別06月01期税額年金分、766.期別07月02期税額年金分、767.期別08月03期税額年金分、768.期別09月04期税額年金分、769.期別10月05期税額年金分、770.徴収税額特徴内訳分、771.市町村所得割額特徴内訳分、772.市町村均等割額特徴内訳分、773.都道府県所得割額特徴内訳分、774.都道府県均等割額特徴内訳分、775.地域台帳番号、776.世帯台帳番号、777.個人台帳番号、778.世帯番号、779.混合世帯番号、780.氏名カナ、781.編集済氏名カナ、782.氏名漢字、783.編集済氏名漢字、784.宛名郵便番号、785.宛名住所コード、786.宛名住所、787.宛名地番、788.宛名地番数値1、789.宛名地番、790.宛名地番数値3、791.宛名方書カナ、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名カナ、794.世帯主氏名漢字、795.性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名称漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、803.宛名消除区分、804.宛名増減事由コード、805.増減異動日、806.記載順位、807.旧氏名カナ、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、810.検索用氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税メ01、816.住民税メ02、817.住民税メ03、818.住民税メ04、819.住民税メ05、820.住民税メ06、821.住民税メ07、822.住民税メ08、823.住民税メ09、824.住民税メ10、825.住民税メ11、826.住民税メ12、827.住民税メ13、828.住民税メ14、829.住民税メ15、830.メ注意フラグ、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族メ氏名カナ、835.市内家族メ氏名漢字、836.申告書送付有無コード、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コード、839.申告書送付メ、840.指定徴収区分、841.徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由メコード、852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コード、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857.課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.</p>	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	同上		<p>790.宛名地番数値3、791.宛名方書カナ、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名カナ、794.世帯主氏名漢字、795.性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名称漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、803.宛名消除区分、804.宛名増減事由コード、805.増減異動日、806.記載順位、807.旧氏名カナ、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、810.検索用氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税メ01、816.住民税メ02、817.住民税メ03、818.住民税メ04、819.住民税メ05、820.住民税メ06、821.住民税メ07、822.住民税メ08、823.住民税メ09、824.住民税メ10、825.住民税メ11、826.住民税メ12、827.住民税メ13、828.住民税メ14、829.住民税メ15、830.メ注意フラグ、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族メ氏名カナ、835.市内家族メ氏名漢字、836.申告書送付有無コード、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コード、839.申告書送付メ、840.指定徴収区分、841.徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由メコード、852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コード、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857.課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.</p>	事後	簡易な変更のため

令和3年12月24日	同上		800.納税者ID、801.処理番号、802.処理番号連番、863.出力処理番号、864.出力区分、865.削除区分、866.eLTAx手続ID、867.作成区分、868.法人個人区分、869.法人格名称、870.前後区分、871.法人名称カナ、872.法人名称漢字、873.本支店区分、874.事業所名称カナ、875.事業所名称、876.本店所在地住所、877.本店所在地方書、878.氏名、879.住所、880.代理人属性コード、881.区税事務所コード、882.申告先税目有効区分、883.審査結果区分、884.eLTAx受付番号、885.申告受付日時、886.取込処理日、887.性別、888.代表者氏名漢字、889.代表者住所、890.地方公共団体コード、891.確定処理日、892.電申警告フラグ、893.番号法法人番号、894.申告書ステータス、895.明細書ステータス、896.eLTAx申告区分、897.eLTAx申告受付番号、898.XML連番、899.XML情報	事後	簡易な変更のため
令和3年12月24日	V評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和元年5月17日	令和3年11月26日	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1の24項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24項	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号 別表第二 第37項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号 別表第二の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 12, 17, 24, 31, 33, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 46, 47, 48, 50, 52, 53, 55, 61, 66, 67, 72, 73, 74, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 87, 88, 94, 100, 104, 110, 112, 116, 117, 119, 125, 129, 130, 132, 135, 136, 137, 142, 143, 144, 146, 147及び150の項	【情報照会根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第二条の表 第48項 【情報提供根拠法令】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表の第3欄に「市町村長」の記載がある中で、第4欄に「地方税関係情報」の記載があるもの。 (1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 25, 37, 39, 42, 53, 57, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173	事後	簡易な変更のため
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	入退室管理を行っており部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる承認が必要となる。	入退室管理を行っており部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる承認が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

<p>令和7年1月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置> ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウド事業者であり、セキュリティ管理策がサーバ事業者における措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には許可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ④地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨地方公共団体やアプリケーション開発事業者</p>	<p>事前</p>	

令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPを監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	